

パブリックコメントに提出された御意見と御意見に対する考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方・対応方針
<p>藻類生長阻害試験結果により作成された保留基準値について</p> <p>農薬の毒性試験ガイドラインが改定され、藻類生長阻害試験のエンドポイントが速度法によるEC50値になったことから、藻類生長阻害試験結果により作成される保留基準値は速度法によるEC50値で設定すべきである。また、これまで面積法EC50値で決められた基準値については、速やかに見直しを行うべきである。</p>	<p>御指摘のとおり、平成19年4月2日の農薬の毒性試験ガイドラインの改正により、藻類生長阻害試験において、EC50値の算出方法として速度法によることが原則とされています。</p> <p>本毒性試験ガイドラインの改正内容は平成20年4月2日以降に提出された試験成績について適用することとしていることから、平成20年4月2日以降の基準設定に際しての藻類生長阻害試験の評価のあり方については、今後、検討してまいりたいと考えています。</p>